

観光交通実証調査委託業務 特記仕様書

1. 業務の目的

南城市観光交通実施計画のビジョン「暮らすような旅を楽しめるまち／ウェルネス・カルチャーリゾート南城」の実現に向けて、公共交通を利用した南城市の観光を推進する目的で、斎場御嶽、ヤマラヅカサ、奥武島の3拠点における近隣バス停との接続を可能とするモビリティ（小型モビリティ、グリーンスローモビリティ、レンタサイクル等）を一定期間導入し、レンタルシステムや動線の実証実験を行うとともに、利用者に対してアンケート調査を実施し、モビリティやシステムに関する意見を求め、今後必要なサービスについて把握する。

2. 業務の名称

観光交通実証調査委託業務

3. 業務の期間

契約締結日の翌日から令和3年2月15日まで

4. 委託金額

35,556,400円（消費税込み）の範囲内で積算すること。なお、この金額は予算算定の為のものであり契約金額ではない。

5. 業務内容

(1) 与件の整理及び業務計画の作成

基礎資料（南城市観光交通実施計画、南城市地域公共交通網形成計画等）を整理、把握し、事業の位置づけを明確にするとともに、実施計画書を作成して体制やスケジュール、実施事項について市と調整しながら決定する。

(2) 実証調査の実施

① 実証計画の検討

観光交通の現状及び観光交通実施計画のビジョンに鑑み、どのようなモビリティをどの場所に配置するのかを計画的にまとめる。設置場所については市と確認して決定すること。

② 実証調査の実施

モビリティを借り上げ、計画に沿った実証調査を一定期間実施し、利用者アンケート調査を行い、モビリティやシステムに関する意見を求めるとともに今後必要なサービスについて把握する。実証調査の一つとして「ポタうま〜い」の実施を今年度も行う。

(3) 実証調査のプロモーション

本実証調査の PR を行い、参加者を増やすためのイベントを企画・実施する。

(4) 課題の整理及び今後の取組検討

効果を検証していく過程で得られた課題を整理し、P D C A サイクルを回しながら改善を図ると共に、翌年度以降に必要な取組について検討する。

(5) 関係者会議の開催

今後の担い手となる市内事業者や専門家等による会議を開催し、実証調査の在り方や検証した効果の活用、課題解決の取組方針、自走化に向けた展開などについて話し合い、方向性を見出す。

(6) 成果報告書のとりまとめ及び印刷製本

本事業の成果報告書について市と協議しながら作成する。また、編集後に市と協議を行い最終的な合意形成を行ってから印刷製本を行う。

尚、目次の構成や印刷製本の仕様書案については企画提案者の提案内容を踏まえて決定するものとする。

(7) 打ち合わせ

本業務に関する打ち合わせは原則月 1 回とする。但し、協議の上必要に応じて随時実施する。

6. 成果品

- (1) 業務報告書 (A4 版・フラットファイル綴り) 3 部
- (2) 事業成果報告書 (A4 版・印刷製本) 1 0 0 部
- (3) (1)、(2) の電子データ (CD-R) 1 枚
- (4) その他事業者提案によるもの及び必要に応じて市が求めるもの

7. 成果品の提出期限

上記成果品を令和 3 年 2 月 1 5 日 (月) までに提出する。

8. 業務上の留意事項、その他

(1) 新型コロナウイルス対応

新型コロナウイルスの社会的影響が悪化した場合に備え、事業内容の変更及び代替等も含め提案すること。

(2) 新型コロナウイルスに関する留意事項

すべての業務において、日本政府の新型コロナウイルス感染症対策本部が決定している「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に則り、「三つの密」を徹底的に回避し、新しい生活様式に対応した対策を講じること。

(3) 新型コロナウイルス感染症拡大防止における業務一部見直しについて

新型コロナウイルス感染拡大の状況に伴い、業務の一部を変更する可能性がある。当該変更を行う必要が出た場合は、両者誠意をもって協議し、円滑にその解決にあたるものとする。

契約期間中であっても事業を行うことが難しい場合は、その段階で執行した部分を精算し契約を終了する可能性があることも留意すること。

(4) 協議について

本業務の実施に際し、担当者と連絡を密にとること。本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合には、速やかに本市と協議すること。